

第二条第一項中「前条第二項の規定に基づき」を「前条第三項の規定により」に、「含む」を「含み、在外納付者を除く」に、「納付者」を「国内納付者」に改め、同条第二項中「納付者」を「国内納付者」に改める。

第四条第一項中「納付者」を「国内納付者」に改め、同条第三項中「第九条」を「第九条本文」に改める。

第五条第一項中「納付者」を「国内納付者」に改め、同条に次の一項を加える。

4 在外納付者は、特許料を現金により納付する場合には、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第一条第三項に規定する収入官吏（特許庁に置かれるものに限る。）の口座に払い込むことよって納付しなければならぬ。

第六条中「納付者」を「国内納付者」に、「納付」とともに、当該手数料等の納付を「納付した場合には、これを証明する書面を添えて、特許法施行規則様式第七十号により作成した特許料納付書の特許庁長官に提出しなければならぬ」。

第七条第一項中「法令に基づき」の下に「国内納付者が」を加え、「納付する」を「納付した」に、「規定に基づき」を「規定により」に改め、同条第二項中「納付者」を「国内納付者又は在外納付者」に、「第四十条第八項」を「第四十条第七項」に、「規定に基づき」を「規定により」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 在外納付者が、第五条第四項の規定により特許料を現金により納付した場合であつて、特許庁長官が前条第二項の規定により提出された書面によりその納付を確認したときは、当該特許料の現金による第五条第四項に規定する口座への払込み及び前条第二項の規定による特許料納付書の特許庁長官への提出が完了した日を、その納付がされた日とする。

第九条に次のただし書を加える。

ただし、特許法施行規則第二条、第七条及び第十条の規定は、第一条第二項の規定による納付に係る手続については、準用しない。

（商標法施行規則の一部改正）

第二条 商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の一部を次のように改正する。

様式第十三の備考5及び様式第十七の備考9中「~~（一）~~」を「~~（一）~~」に改める。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第九条」を「第九条本文」に改める。

第四十一条の八第二項中「第一条第二項」を「第一条第三項」に改める。

第四十一条の十中「現金手続省令第七条」を「現金手続省令第七条第一項及び第三項」に、「第七条第一項」を「現金手続省令第七条第一項」に、「規定に基づき」を「規定により」に改める。

附則
この省令は、平成二十八年九月十五日から施行する。

告示

内閣府 省告示第一号

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）第二十一条第二項の規定に基づき、主務大臣が定める保険金額を次のように定め、公布の日から施行する。

内閣府 省告示第一号（独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第二十一条第二項の規定に基づき、主務大臣が定める保険金額を定める件）は、廃止する。

平成二十八年九月八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎
総務大臣 山本 早苗
文部科学大臣 松野 博一

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）第二十一条第二項の主務大臣が定める保険金額は、同条第一項の人工衛星等の打上げが、H-IIAロケット、H-IIBロケット又はイプシロンロケットを用いて行われる場合については、二百億円、SS-1520改良型ロケットを用いて行われる場合については、三十億円とする。

○国家公安委員会告示第四十五号
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十一号）附則第三項の規定による提出をした法人から、住所及び事務所の所在地の変更の届出があつたので、同規則第四条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年九月八日
国家公安委員会委員長 松本 純

名称	変更前の住所及び事務所の所在地	変更後の住所及び事務所の所在地	変更の年月日
一般社団法人石川県獵友会	石川県金沢市広坂一丁目九番十五号	石川県金沢市北安江三丁目一番三十八号	平成二十八年七月一日

○総務省告示第三百五十七号
無線設備規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第四十七号）附則第三項の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第六十六号（超広帯域無線システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月八日
総務大臣 山本 早苗

第二項の表を次のように改める。

電波天文業務の用に供する受信設備の設置場所	距離
岩手県奥州市水沢区星方丘町二番二二号 東経 一四度〇七分五七秒 北緯 三九度〇八分〇一秒	一四 km
岩手県奥州市水沢区星方丘町二番二二号 東経 一四度〇七分五七秒 北緯 三九度〇八分〇一秒	一四 km
東京都小笠原村父島字旭山 東経 一四度二三分〇〇秒 北緯 二七度〇五分三一秒	一 km
長野県南佐久郡南牧村野辺山四六二番二二号 東経 一三八度二八分二一秒 北緯 三五度五六分四〇秒	八 km
鹿児島県鹿児島市平川町字狐迫二二五五番地 東経 一三〇度三〇分二六秒 北緯 三一度二七分五一秒	五 km
鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名四〇一八番地三 東経 一三〇度二六分二四秒 北緯 三一度四四分五二秒	一一 km
沖縄県石垣市登野城高田二三八九番一 東経 一二四度一〇分一六秒 北緯 二四度二四分四四秒	二 km